○三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱

令和５年１０月１２日告示第１０８号

三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町農林水産業の６次産業化や農商工連携の取組を支援し、更なる農業の振興、農業者等の経営力の強化及び所得向上を図ることを目的とする、三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成１７年三春町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　６次産業化　一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

（２）　農商工連携　農林漁業者と商工業者が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発・生産を行い、需要の開拓を行うことをいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　三春町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人、任意団体等

（２）　三春町内に本店若しくは主たる事務所を有する商工事業者（個人事業者を含む。）

（３）　同年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けてない者

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金額等は別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、提出された書類の内容を審査するとともに必要に応じて実態調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに、その交付決定をしなければならない。

２　町長は、補助金の交付決定をしたときは、すみやかに規則第６条に定める補助金等交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知しなければならない。

（計画変更の承認等）

第７条　補助金の計画変更（軽微な変更を除く。）の承認を受けようとする者は、三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金変更申請書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当と認めたときは、規則第９条に規定する補助事業等内容変更通知書により申請者に通知するものとする。

（概算払の請求）

第８条　町長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

２　前項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとする交付申請者は、三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金概算払交付請求書（様式第３号）により、交付決定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

（実績報告）

第９条　第６条の規定に基づく交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定のあった日の属する年度の３月３１日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）又は事業完了後１か月以内に、三春町６次産業化・農商工連携推進事業補助金実績報告書（様式第４号）を町長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて実態調査等を行い、交付対象事業の成果が第６条の規定に基づく交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、規則第１４条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第１１条　町長は、交付申請者が規則１６条の各号に規定する事項及び次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

２　前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　町長は、補助金の交付の決定を取消しをしたときは、すみやかに規則第１０条に規定する補助金等取消通知書により交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第１２条　町長は前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合においては、規則第１７条の規定により、補助金の返還を命じなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助金額 |
| １　機材等導入支援 | 三春町産農林水産物等を活用した６次産業化又は農商工連携に必要な機械設備、器具備品等の購入（リース含む（１年以内））に要する経費（※） | 補助対象経費の２分の１以内。なお、国、県その他の団体から同種の補助金等の交付を受ける場合においては、総事業費から同種の補助金等の額を引いた額を補助対象経費とする。補助金の上限額は、１から４の合計で２０万円とし、千円未満は切捨てとする。 |
| ２　商品開発等支援 | 三春町産農林水産物等を活用した６次産業化又は農商工連携により、商品の開発に要する経費・商品開発に要する原材料費・新商品の品質検査に要する経費・商品開発のために外部専門家を招へいするための経費・商品のパッケージデザイン等の製作に要する経費・その他商品の開発に要する経費 |
| ３　販売促進支援 | 三春町産農林水産物等を活用した６次産業化又は農商工連携により開発した商品の販売に要する経費・商品の広告宣伝に要する経費・販売促進イベント等の出店に要する経費・販売用器具備品等の購入（リース含む（１年以内））に要する経費（※） |
| ４　その他支援 | 前各項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの |

別表（第４条関係）

※機械設備、器具備品等の購入に要する経費には、中古品の購入も含む。

ただし、中古品の場合は法定耐用年数が経過しておらず、残存耐用年数が２年以上のものとする。